公告

諸事項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成 22 年８月 16 日

金融庁長官　三國谷勝範

所在地の変更のあった者

名称　合同会社リヨン

変更後の所在地　神奈川県横浜市中区山下町74番地１

工場財団

帯広市西九条南八丁目５番地**帯広ガス株式会社**の工場財団に河東郡音更町雄飛が丘南区22番12帯広ガス株式会社雄飛が丘工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年８月 16 日

釧路地方法務局帯広支局

有権者申出方

元当局所属公証人林豊の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 22 年８月 16 日　東京法務局

元当局所属公証人坂本安正の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 22 年８月 16 日　福岡法務局

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　株式会社メイヤー・アセット・マネージメント

２．本店所在地　東京都港区虎ノ門５丁目11番13号

３．登録番号　関東財務局長（金商）第1100号

４．行政処分の年月日　平成22年８月５日

５．行政処分の内容

金融商品取引業の全ての業務（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）を平成22年８月５日から平成22年11月４日まで停止すること。

平成 22 年８月 16 日

関東財務局長　森川　卓也

鉱業法第 189 条の規定による公告

経済産業省公告第５号

次に掲げる鉱業権設定に関する出願については、出願人の所在が不分明であって、立会すべき旨の命令を送達することができないので、鉱業法第189条の規定により、願書に記載された住所の所在地の市役所及び区役所に下記のとおり命令の内容を掲示した。

なお、⑴については、平成22年９月22日13：30米原市商工観光課において、経済産業事務官坂本慎一郎及び経済産業事務官福田和浩が⑵については、平成22年９月17日13：30亀岡市商工観光課において、経済産業事務官坂本慎一郎及び経済産業事務官福田和浩が⑶については、平成22年９月16日13：00岬町産業振興課において、経済産業事務官坂本慎一郎及び経済産業事務官佐渡敏春が⑷については、平成22年９月16日14：00岬町産業振興課において、経済産業事務官坂本慎一郎及び経済産業事務官佐渡敏春が⑸については、平成22年９月９日13：30和歌山市まちおこし推進課において、経済産業事務官坂本慎一郎及び経済産業事務官福田和浩が⑹については、平成22年９月16日15：00岬町産業振興課において、経済産業事務官坂本慎一郎及び経済産業事務官佐渡敏春が⑺については、平成22年９月14日13：30高浜町まちづくり課において、経済産業事務官佐渡敏春及び経済産業事務官福田和浩が①出願区域②鉱床の状態③操業の方法及び鉱害防止の方法について、調査するものとする。

⑴　出願地　滋賀県米原市　出願人代表者　滋賀県米原市河南390番地　幸田　輝生

⑵　出願地　京都府亀岡市　出願人　大阪府寝屋川市楠根北町３番10号　杉田　四郎

⑶　出願地　大阪府泉南郡岬町　出願人　大阪市北区西天満４丁目10番18号　岩田　吟子

⑷　出願地　大阪府泉南郡岬町外１市　出願人　横浜市港北区篠原北１丁目６番22号　辻　満子

⑸　出願地　和歌山県和歌山市外１町　出願人　大阪市北区西天満４丁目10番18号　岩田　行雄

⑹　出願地　大阪府泉南郡岬町　出願人　三重県松阪市猟師町427番地の21　田所富美子

⑺　出願地　福井県大飯郡高浜町地先海面　出願人　東京都練馬区北町６丁目35番24―209号　髙石　勇夫

平成 22 年８月 16 日　近畿経済産業局長

自動車の登録抹消に関する公告

自動車登録番号　札幌502は5295

車名　ニッサン

型式　ＧＦ－Ｚ10

車台番号　Ｚ10―064469

上記に係る平成20年５月20日付けで申請された新規登録は、道路運送車両法第８条第１号及び自動車登録令第21条第１項第２号に該当することが判明したので、本公告掲載の日から20日以内に異議の申し述べがないときは自動車登録令第31条の規定によりその登録を抹消する。

平成 22 年８月 16 日

北海道運輸局札幌運輸支局長　今　武　近藤　康弘　殿

宅地建物取引業法第67条の規定による公告

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地等を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第１項の規定により公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第67条第１項の規定により免許を取り消す。

平成 22 年８月 16 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　商号　株式会社トーカイハウジング

２　代表者氏名　代表取締役　浅田　登

３　主たる事務所の所在地　大阪府堺市北区新金岡町１丁３番33号

４　免許証番号　国土交通大臣⑴第7437号

５　免許年月日　平成19年３月８日

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第３０１６１号

広島県東広島市安芸津町三津4258番地１

申立人　芸南農業協同組合

本籍広島県東広島市安芸津町木谷91番地30、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所広島県竹原市、死亡年月日平成21年11月16日、出生の場所広島県豊田郡安芸津町、出生年月日昭和23年３月12日、職業不詳

被相続人　亡　美野　來

広島市佐伯区五日市町大字昭和台28番地７プルメリアＢ102、事務所広島市中区上幟町１番３号ソフィアコート上幟町３Ｆ

相続財産管理人　江﨑　諭

広島家庭裁判所

平成２２年（家）第３０２００号

東京都千代田区大手町１丁目９番３号

申立人　株式会社日本政策金融公庫

本籍奈良県吉野郡下市町大字栃本128番地の１、最後の住所広島市南区丹那町60番３号、死亡の場所広島市南区、死亡年月日平成21年８月20日、出生の場所奈良県吉野郡下市町、出生年月日昭和14年１月２日、職業会社役員

被相続人　亡　植田　信夫

事務所広島市南区段原南１丁目３番53号　広島イーストビル３Ｆ

相続財産管理人　山本新太郎

広島家庭裁判所

平成２２年（家）第７０２９号

山口市中央４丁目５番16号

申立人　山口県信用保証協会

本籍山口県山口市湯田温泉６丁目227番地16、最後の住所山口市吉田3083番地　Ｂ１―101号、死亡の場所山口県山口市、死亡年月日平成20年１月30日、出生の場所山口県美祢郡大田町、出生年月日昭和４年１月１日、職業不明

被相続人　亡　原田　和ヨ

山口市中尾544番地３

相続財産管理人　河内　万充

山口家庭裁判所